

千葉市公告第605号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、千葉都市計画地区計画の変更の案を縦覧します。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに千葉市に意見書を提出することができます。

令和2年9月15日

千葉市長 熊谷俊人

1 都市計画の種類及び名称

千葉都市計画地区計画 幕張新都心豊砂地区地区計画

2 都市計画を定める土地の位置及び区域

千葉市美浜区豊砂及び浜田2丁目の各一部

3 縦覧期間

令和2年9月15日から9月29日まで

ただし土、日曜日、祝日を除く

4 縦覧場所

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター3階 都市計画課